

陳情要望受付第 3-43 号

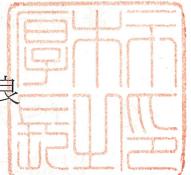
令和 4 年 3 月 8 日

公益社団法人

神奈川県宅地建物取引業協会

県央支部 支部長 三橋 義人 様

厚木市長 小林 常良



令和 3 年度厚木市に対する要望書について（回答）

平素、市政の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般いただきました要望書につきまして、次のとおり回答申し上げます。

1 狹あい道路について（継続要望事項）

① 重要路線のうち下記路線の整備促進（渋滞緩和や歩行者安全確保のため）

ア) 厚木市道 2-03 もみじ通り東から国道 129 号線交差点に向かう路線

【回答】道路整備課

市道下之谷恩名線につきましては、現在、厚木土木事務所北側から厚木郵便局前信号に向かう箇所の交通混雑緩和に向け、車線を追加するなど道路拡幅を計画しており、地権者や関係機関とも継続的に調整を進めています。

昨年度、一部測量（境界立会）に着手したところですが、地権者との交渉に時間を要しておりますので、引き続き調整を行ってまいります。

イ) 厚木市道 2-04 田村堀通南から「あつぎ大通り」に合流する路線

【回答】道路整備課

市道昭和用水線につきましては、道路東側の歩道を拡幅することで、歩行者の更なる安全確保が図られるとともに、歩行者の乱横断や車道へのはみだしがなくなり、車両の走行性が向上することから、本年度、詳細設計を実施し、車道及び歩道の拡幅について計画を進めています。

今後につきましては、昭和用水管理者や各占用企業と調整を進め、方針が決定次第、事業に着手してまいります。

ウ) 厚木市道 A-248 厚木郵便局南側の路線

【回答】道路整備課

厚木郵便局南側の東西の通りである市道 A-248 号線につきましては、本年度、測量作業及び実施設計を実施し、拡幅計画を進めますが、関係機関との協議及

び地権者との交渉に時間を使っているため、引き続き調整をしてまいります。

②宅地建物取引業協会県央支部と厚木市の意見交換会の開催

※狭い道路などの用地買収に関して、民間業者との提携実現

【回答】道路管理課

意見交換会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を踏まえ、書面会議で、3月の開催を目指して調整してまいります。

2 ゴミの戸別収集について（継続要望事項）

以前よりゴミの戸別収集、有料化については超高齢化社会、ゴミの減量、ゴミ紛争回避等の諸問題に対応するため、有効な方法として継続的に要望をさせて頂いております。

令和元年より、金田、小野、まつかげ台の3地区において、もえるゴミの戸別収集モデル事業として戸別収集の試行が行われ、もえるゴミを一週間に2回戸別収集し、資源ゴミ等は集積場にて2回収集をしたことをお聞きしています。

戸別収集の試行の中で、道路事情により収集車の小型化など諸問題があり、現状の集積場も併用する等、今後を検討中と伺っております。

将来的には、そこで得られた成果や課題をふまえ、今後の厚木市全域においてゴミの戸別収集・資源ゴミ等の収集の方法等・有料化が進むことが考えられます。

つきましては、今後特定開発事業開始時のゴミ集積場設置基準の見直しを行い、条例の改正により設置基準の廃止を要望します。

【回答】環境事業課、まちづくり指導課

本市におきましては、一般廃棄物処理基本計画の中で、「戸別収集を含めた収集方法の検討」を位置付けております。

もえるごみの戸別収集につきましては、現在行っている3地区に加え段階的な拡大を考えておりますが、資源物については、集積所収集を基本としているため、集積所を廃止することは難しく、現段階では、ごみ集積場設置基準の見直しを行うことは考えておりません。

また、まちづくり条例につきましては、関連する基準等の見直しが必要となった場合において、改正の必要性について検討してまいります。

3. 市街地交通集中による緩和策に対して（継続要望事項）

①厚木市道 A240（文化会館前交差点）

朝夕の交通混雑解消のための左折レーン検討状況等

②厚木市道 2-03（もみじ通り東から国道129号線に向かう路線）

道路拡幅のために着手された測量の進捗状況等

③厚木市道 2-04（田村堀通南から「あつぎ大通り」に合流する路線）

狭あい道路とも重複しますが、測量や事業着手の見込みなど

【回答】都市計画課、道路整備課

令和3年3月に策定した「厚木市交通マスタープラン」に基づき、ハード・ソフトの両面から対策を講じてまいります。

①国道246号と市道1-01号（厚木環状1号線）が交差する文化会館前交差点から東側の旭町5丁目交差点までの約420mの区間に4箇所の信号機付き交差点があることから、朝夕の時間帯では交通混雑が発生しております。

そのため、市道昭和用水線を使って交通の分散化を図ることも有効手段の一つであると考えられますので、昨年に引き続き、小田急線高架下交差点に左折レンの新設を含め、検討してまいります。

また、文化会館前交差点につきましては、地権者交渉が難航しておりますが、民間の土地利用の状況を鑑み、引き続き用地交渉を進めてまいります。

②市道下之谷恩名線につきましては、現在、厚木土木事務所北側から厚木郵便局前信号に向かう箇所の交通混雑緩和に向け、車線を追加するなど道路拡幅を計画しており、地権者や関係機関とも継続的に調整を進め、昨年度、一部測量（境界立会）に着手したところですが、一部地権者との交渉に時間を要しておりますので、引き続き調整を行ってまいります。

③市道昭和用水線につきましては、道路東側の歩道を拡幅することで、歩行者の更なる安全確保が図られるとともに、歩行者の乱横断や車道へのみだしがなくなり、車両の走行性が向上することから、今年度、詳細設計を実施し、車道及び歩道の拡幅について計画を進めております。

今後につきましては、昭和用水管理者や各占用企業と調整を進め、方針が決定次第、事業に着手してまいります。

4 市街化・市街化調整・土地用途区域の見直しなどに対する推進及び宅建協会との連携、協力要請について（新規要望事項）

厚木市開発審査会提案基準の大幅な見直し・緩和を要望いたします。

地元工業業者の事業拡張推進に向けて、厚木市内に於いての工場用地等確保ができるような基準の見直し・緩和を要望いたします。

【回答】開発審査課

厚木市開発審査会提案基準につきましては、都市計画マスタープラン等の市マスタープランを実現させるための手段のひとつであります、市街化調整区域に工場立地を推進する計画はございません。

開発審査会提案基準は、単発的な開発行為を行おうとする場合の基準であり、安易な適用により、市街化調整区域の農地、自然と様々な建物用途が混在し、互いが阻害しあっている無秩序な市街化を促進する恐れがあります。

したがいまして、市街化調整区域内の工場立地につきましては、ある程度まとま

った地区内で、土地区画整理事業及び地区計画等の手段により計画的に行う必要が
ありますので、開発審査会提案基準は、工場立地の手段としてはなじまないものと
考えております。

回答担当	循環型社会推進担当 環境事業課	電話 225-2790
	まちづくり計画部 都市計画課	電話 225-2357
	〃 まちづくり指導課	電話 225-2420
	〃 開発審査課	電話 225-2441
	道路部 道路管理課	電話 225-2300
	〃 道路整備課	電話 225-2310
要望受付担当	市長室 広報課	電話 225-2043